■山梨県障害者幸住条例における障害者差別の解消の取組【案】■

別紙

現行

障害者等

・金融、消費、契約
・財産、相続、家計
・人権 差別 虐待

相談

市町村

・身体障害者相談員
・知的障害者相談員
・精神保健福祉相談員
・市町村職員
・基幹相談支援センター職員　など

つなぐ

相談

県、その他相談機関

・障害者相談所
・精神保健福祉センター
・障害者110番
・県障害者権利擁護センター　　など

つなぐ

相談

■主な紛争防止・解決機関■

行政機関名	内容等
○ 甲府地方法務局（人権擁護制度）	・人権問題として対応すべき事案の相談、調査救済措置（調整、説示、勧告等）
○ 県・市町村	・個別法（障害者総合支援法など）に基づく報告、助言、指導、勧告
○ 山梨行政評価事務所（行政相談）	・国や県、市町村等の業務に関する苦情、要望などの相談
○ 県民生活センター	・消費生活、土地・住宅、労働など幅広い分野の事案の相談等
○ 関東運輸局 山梨運輸支局	・障害者差別解消法に基づく報告、助言、指導、勧告（H28.4から）
○ 山梨労働局	・障害者雇用促進法に基づく助言、指導、勧告（H28.4から）
等	

連携

今後

障害者等

障害者差別事案の発生

事業者等

相談

助言等

仮：地域相談員【新設】

○想定する人物
（上記の既存相談員等を活用）
○設置
各市町村に1名以上を設置
○業務
・関係者への助言、情報提供
・関係者間の調整
・一次的な相談では解消が困難な事案に関し、障害者差別解消推進員へつなぎ

つなげる

協働調整等

仮：障害者差別解消推進員【県・新設】

○想定する人物
障害福祉の施策や取組等に精通し、公正公平な観点から相談等に対応できる人物
○設置
県障害福祉課内に設置（非常勤嘱託職員）
○業務
・相談では解消が困難な事案に関し、紛争 防止 解決機関へのつなぎ
・地域相談員への指導、助言等
・地域相談員との協働調整

つなげる

業務②

業務①③

業務①③

仮称：山梨県障害者差別解消支援地域協議会【新設】　※障害者差別解消法第17条

構成機関

①国機関　：　山梨労働局、甲府地方法務局　等
②県機関　：　福祉保健部、教育委員会　等
③その他　：　障害当事者、教育、福祉、医療・保健、事業者、法曹　等
※行政機関は、個別法に係る機関で必要性の高い機関から構成する。

運用

①全体会（年2回程度の開催）
業務①及び②についてすべての構成機関で協議等を行う。
②部会（必要に応じて開催）
業務③について、至急対応が必要な事案がある場合、関係構成機関のみで協議等を行う。

目的・役割

①障害者差別の事例の情報共有・提供
構成機関から提供された合理的配慮の好事例や解消されなかった事例などを分析し、今後の相談等に役立つ情報を構成機関で共有するとともに、障害者差別解消推進員等へ情報提供を行う。
②障害者差別の解消を進めるための取組の協議・提案
合理的配慮に関する環境整備や事案発生を予防するための取組などについて協議し、事業者等へ周知する。
③紛争解決に向けた連携
・構成機関において、単一の機関による対応では紛争の防止や解決に至らない事案や複数の機関による連携にてより効果的な解決が図られる事案があれば、内容等を協議し、解決へ後押しを行う。
・障害者差別解消推進員等が対応に苦慮する事案（例：的確な紛争防止・解決機関が分からないなど）について協議し、解決へ後押しを行う。
※個別案件に対するあっせんや調停は行わない。

→ は、現行の流れを示す

⇨ は、新規の流れを示す

- - - - - - は、条例で規定する部分